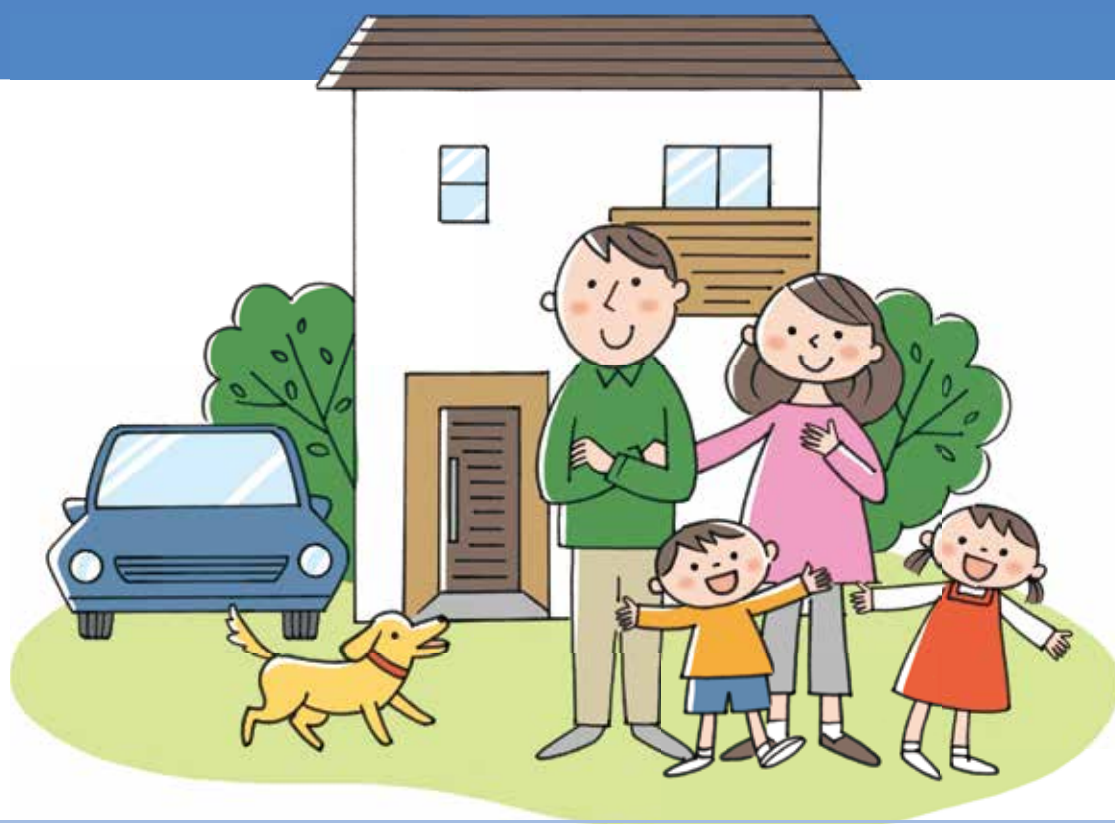


「必要なとき」にそなえる 安心への第一歩

災害保険

ゆうホーム



いざという時、 生活の再建に向けて幅広い補償

災害保険は、日本郵政グループの社員等の皆さまの財産を保全するため、大切なお住まいや家財等を対象に火災、風水雪害、震災、不慮の人為的災害等に備える保険です。

大きな3つの特徴

- 1 火災、風水雪害のほか、震災や不慮の人為的災害も補償します。
- 2 保険料は1口10円／月で200口までご契約可能。無理のない負担額でご契約いただけます。
- 3 ご退職後も継続してご契約いただけます。

TOPIX

平成28年4月から災害保険の加入限度口数を拡大しました！

加入限度口数 125口(住宅85口・家財40口) → **200口**(住宅150口・家財50口)

広がる安心感!! 風水雪害保険金の改定

平成29年4月より風水雪害の保険金がアップしました。*

平成29年
熊本地震のお支払状況
(平成29年12月末現在)

区分	支払件数	支払額
全壊	57件	132,750千円
半壊	422件	485,663千円
一部損壊	1,531件	155,647千円
合計	2,010件	774,060千円

※すでにご契約中の契約者様については、平成29年4月1日以降に更新を迎えるご契約から順次適用されます。

対象物件も幅広くサポート!

少ない負担で「必要なとき」に身近で支えます

ゆうホームは、予期せぬ災害が起きたときに備えて安心して暮らせるお手伝いをします。

ご契約いただける対象物件



住宅



家財



局舎

- 1 保険契約者または親族が所有し、保険契約者が居住する住宅 ※対象物件の敷地内にある物置・車庫等の付属建物や、門・塀等の付属工作物も補償の対象です。
- 2 保険契約者が所有し、人（親族、親族外は問いません）が常時居住する住宅 ※郷里の実家、マンション、アパート等もご契約いただけます。
- 3 保険契約者が居住する住宅内に収容されている家財
- 4 保険契約者または親族が所有する郵便局舎(簡易郵便局は除く)

保険料と契約限度口数

- 1 契約口数は1物件につき、住宅と住宅内にある家財の合計が200口まで契約できます。
- 2 住宅のみの契約の場合は150口まで家財のみの契約の場合は50口までを限度とします。
- 3 保険料のお支払いは、月払・半年払・年払から選択できます。
- 4 ご退職後も継続できます。

⚠️ 同一物件について2人以上の契約はできません。 ⚠️ この保険に契約者配当はありません。
⚠️ 退職後の保険料のお支払いは、半年払・年払からの選択となります。

保険料

保険料はご契約1口につき

10円/月

契約限度口数は
住宅 150口・家財 50口
合計 200口まで

保険金の種類と保険金額の例

200口加入の場合 保険料は2,000円/月額 最高補償額3,200万円(火災による全焼の場合)

口数 (1口あたり)	火災等		風水雪害				震災等			不慮の人為的災害			災害による死亡			火元失火	漏水
	全焼 (16万円)	部分焼	全壊・流失 (6万円)	半壊 (3万円)	一部損壊 (3,000円)	床上浸水 (3,000円)	全壊 (2.5万円)	半壊 (1.25万円)	一部損壊 (1,000円)	全壊 (2万円)	半壊 (5,000円)	一部損壊 (1,000円)	契約者本人 (5,000円)	契約者の配偶者 (2,500円)	配偶者以外の 2親等内の親族 (1,000円)	第三者1世帯あたり 40万円が限度 (1万円)	第三者世帯の制限なし (1,000円)
10口 (100円)	160万円	全焼支払額を限度として損害額	60万円	30万円	3万円	3万円	25万円	12.5万円	1万円	20万円	5万円	1万円	5万円	2.5万円	1万円	10万円	1万円
20口 (200円)	320万円	//	120万円	60万円	6万円	6万円	50万円	25万円	2万円	40万円	10万円	2万円	10万円	5万円	2万円	20万円	2万円
40口 (400円)	640万円	//	240万円	120万円	12万円	12万円	100万円	50万円	4万円	80万円	20万円	4万円	20万円	10万円	4万円	40万円	4万円
50口 (500円)	800万円	//	300万円	150万円	15万円	15万円	125万円	62.5万円	5万円	100万円	25万円	5万円	25万円	12.5万円	5万円	50万円	5万円
60口 (600円)	960万円	//	360万円	180万円	18万円	18万円	150万円	75万円	6万円	120万円	30万円	6万円	30万円	15万円	6万円	60万円	6万円
80口 (800円)	1,280万円	//	480万円	240万円	24万円	24万円	200万円	100万円	8万円	160万円	40万円	8万円	40万円	20万円	8万円	80万円	8万円
100口 (1,000円)	1,600万円	//	600万円	300万円	30万円	30万円	250万円	125万円	10万円	200万円	50万円	10万円	50万円	25万円	10万円	100万円	10万円
120口 (1,200円)	1,920万円	//	720万円	360万円	36万円	36万円	300万円	150万円	12万円	240万円	60万円	12万円	60万円	30万円	12万円	120万円	12万円
125口 (1,250円)	2,000万円	//	750万円	375万円	37.5万円	37.5万円	312.5万円	156.25万円	12.5万円	250万円	62.5万円	12.5万円	62.5万円	31.25万円	12.5万円	125万円	12.5万円
140口 (1,400円)	2,240万円	//	840万円	420万円	42万円	42万円	350万円	175万円	14万円	280万円	70万円	14万円	70万円	35万円	14万円	140万円	14万円
150口 (1,500円)	2,400万円	//	900万円	450万円	45万円	45万円	375万円	187.5万円	15万円	300万円	75万円	15万円	75万円	37.5万円	15万円	150万円	15万円
160口 (1,600円)	2,560万円	//	960万円	480万円	48万円	48万円	400万円	200万円	16万円	320万円	80万円	16万円	80万円	40万円	16万円	160万円	16万円
180口 (1,800円)	2,880万円	//	1,080万円	540万円	54万円	54万円	450万円	225万円	18万円	360万円	90万円	18万円	90万円	45万円	18万円	180万円	18万円
200口 (2,000円)	3,200万円	//	1,200万円	600万円	60万円	60万円	500万円	250万円	20万円	400万円	100万円	20万円	100万円	50万円	20万円	200万円	20万円

注)家財の損害の区分は、家財を収容する住宅の損害の区分を適用します。 注)「風水雪害」・「震災等」・「不慮の人為的災害」の被害については、損害額が10万円以上、「火元失火」・「漏水」の被害については損害額5万円以上の場合はそれぞれ保険金請求の対象となります。

※本パンフレットは平成30年4月現在の商品内容に基づき作成しております。

充実した補償内容



火災

〈お支払例〉火災で自宅が全焼
H28年度支払実績 110件 約2億9,730万円



落雷

〈お支払例〉落雷でテレビが壊れた
H28年度支払実績 194件 約4,120万円



風水雪害

〈お支払例〉台風で屋根瓦が破損
大雪でカーポート破損
H28年度支払実績 933件 約2,460万円



不慮の人為的災害

〈お支払例〉車による当て逃げで塀が破損
上階からの水漏れで水浸し
H28年度支払実績 35件 340万円



地震等によるリスクも備えています

〈お支払例〉地震による火災 / 地震による倒壊 / 地震を原因とする津波
東日本大震災支払実績 8,326件 約51億720万円
熊本地震支払実績 2,010件 約7億7,406万円 (平成29年12月末現在)

※上記のほかにも、災害による死亡・火元失火・漏水のリスクも補償します。

請求に必要な書類

保険金の種類	提出書類									
	災害保険金請求書	関係官署の罹災証明書	落雷事故証明書	業者の修理見積書	家財損害申告書	落雷用修理明細書	写真	死亡診断書(死体検案書)	その他の必要書類	
火災等	全焼	○	○				○		※	
	部分焼	○	○		○	△	○		※	
	落雷	○		○			○		※	
風水雪害	○	○		○	△		○		※	
震災等	○	○		○	△		○		※	
不慮の人為的災害	○	○		○	△		○		※	
災害死亡	○						○		※	
火元失火	○						○		※	
漏水	○								※	

※保険金のご請求にあたっては、上記の○を付した書類のほか、当法人が保険金支払に必要な事項の確認を行うための書類(※)をご提出いただく場合があります。(△は家財で業者見積書が取れない場合)

ご契約時にご確認いただきたいこと

【震災等の保険金の総支払額】

- ① 1回の震災等の保険金の総支払見込額が異常危険準備金と特別災害積立金の50%を超えるときは、その50%に相当する金額を限度として、保険証券記載の保険金額を減額して支払います。
- ② ①における異常危険準備金の額及び特別災害積立金の額は、当該震災等災害が発生した前年度末の金額とします。
- ③ ②にかかわらず、当該震災等災害が発生するまでに、その地域又は他の地域において、ア…震災等災害が生じているときはその保険金の総支払見込額、イ…その他異常危険準備金又は特別災害積立金を取崩す必要があると認められる事由が生じているときはその取崩しに係る金額を、異常危険準備金及び特別災害積立金の合計額から差し引きます。
- ④ ①に定める、異常危険準備金と特別災害積立金の合計額の50%に相当する限度額は116億円(平成29年3月31日現在)です。

【保険契約を複数締結している場合の保険金の支払い】

同じ損害を補償する保険契約を複数にわたり締結している場合において、当保険が支払う保険金は、それぞれの支払責任額の合計額がその住宅・家財の損害額を超えるときは、次に定める額になります。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていないときは、当保険の支払責任額を支払います。
- ② 他の保険契約等に支払責任額の全額を支払う旨の約定があるときで、かつ、他社の保険契約等から保険金または共済金がすでに支払われているときは、損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の額と当該損害の額のうちいずれか少ない額を差し引いた残額を支払います。ただし、他社の保険契約等がないものとして算出した当保険の支払責任額を限度とします。

【再取得価額よりも保険金額を少なく(または多く)設定した場合の保険金の支払い】

再取得価額よりも保険金額を少なく設定した場合を「一部保険」といい、逆に再取得価額を超える保険金額を設定した場合を「超過保険」といいます。

- ◆ 一部保険…保険金は、住宅または家財の再取得価額について、保険金額を限度に支払いますが、本保険の契約限度口数による保険金額の最高額は3,200万円(住宅2,400万円、家財800万円)になりますので、再取得価額どおりの保険金が支払われないことがあります。
- ◆ 超過保険…保険金額が再取得価額を超えている場合には、保険金は損害額どおりに支払われますが、再取得価額を超過した部分について保険金は支払われません。

【保険期間中の保険料または保険金額の変更】

郵政福祉は、業務または財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、当法人の定めるところにより、保険期間中において、主務官庁の認可を得て、保険料を増額または保険金を減額する変更を行うことがあります。

【保険契約者保護機構について】

災害保険は、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約ではなく、また、郵政福祉に対しては同機構が行う資金援助等の措置の適用はありません。

【税務上のお取り扱いについて】

本保険の保険料は地震保険料控除の対象になりません。

【契約者配当金】

この保険には契約者配当金はありません。

個人情報のお取り扱いに関する事項

所属会社から提供される個人情報について

給与から保険料を控除する場合、本保険運営上必要な次に記載の個人情報について、所属会社から郵政福祉に提供されます。

- ・ 契約時の社員コード、最新の所属情報(会社、事業所、部課)及び氏名
- ・ 保険料控除不能時の事由(退職、休職、育児休業、出向等)及び該当理由の発生年月日

お客さまに関する個人情報のお取り扱いについて

郵政福祉は、本契約に関する個人情報を、保険引き受け・支払いの判断、本契約の履行、郵政福祉の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施等を行うために利用するほか、業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

また、郵政福祉は、契約者向けサービスの提供を行うため、提携企業等に対し、必要な範囲で、氏名、生年月日等の本契約に関する個人情報を提供することがあります。

なお、お客さま情報の漏洩及び不正アクセス等の防止のため必要な対策を講じています。

郵政福祉の個人情報保護方針については郵政福祉のホームページ(<http://www.yuseifukushi.or.jp>)をご覧ください。

本パンフレットをご利用いただくにあたって

- ・ 本パンフレットは、商品の特徴を簡単に説明したものです。詳細につきましては、重要事項等説明書、ご契約のしおりをご覧ください。
- ・ 各種資料のご請求や商品に関するお問い合わせについては、最寄りの地方本部までご連絡ください。

北海道地方本部

〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目20
TEL. 0120-816-922 / 011-218-8070

東北地方本部

〒980-8650 仙台市青葉区五橋2-4-2
TEL. 0120-510-250 / 022-262-2166

関東地方本部

〒330-0054 さいたま市浦和区東岸町9-20
TEL. 0120-954-129 / 048-764-8002

東京地方本部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-14
TEL. 0120-120-247 / 03-3592-5581

南関東地方本部

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町15-5
TEL. 0120-954-130 / 044-201-4500

信越地方本部

〒380-0921 長野市栗田948-1
TEL. 0120-888-632 / 026-223-1771

北陸地方本部

〒920-0901 金沢市彦三町2-5-27
TEL. 0120-626-245 / 076-262-6245

東海地方本部

〒461-0014 名古屋市中区榑木町1-21-2
TEL. 0120-517-117 / 052-971-1095

近畿地方本部

〒540-0029 大阪市中央区本町橋7-3
TEL. 0120-816-755 / 06-7711-6008

中国地方本部

〒730-0005 広島市中区西白島町17-13
TEL. 0120-544-401 / 082-221-5444

四国地方本部

〒790-0003 松山市三番町8-12-4
TEL. 0120-122-545 / 089-945-1221

九州地方本部

〒860-0846 熊本市中央区城東町3-1
TEL. 0120-657-716 / 096-355-9301

沖縄地方本部

〒900-0032 那覇市松山1-32-7
TEL. 0120-630-802 / 098-863-0801